

一般住宅リフォーム補助金を活用する際にご確認いただき、申請の参考としてください。

1. 申請者について

Q 1. 申請者は誰になりますか。

申請者は、住宅の所有者で居住している（居住予定の）人になります。但し、住宅の所有者との関係が配偶者又は親子である場合に限り、住宅の居住者（居住予定者）を申請者とすることができます。

交付申請時及び実績報告時に添付する各種書類（見積書、領収書）の宛名や補助金の振込口座の名義は、申請者と統一する必要があります。

Q 2. 所有者が亡くなり、名義変更の手続きが済んでいない場合、所有者の子を申請者としてよいですか。

子が対象住宅に居住しているか、居住予定であれば申請者とすることができます。

Q 3. 所有者が高齢者福祉施設に入所しており、リフォームする住宅に居住していない場合、実際に居住している子を申請者とすることができますか。

申請者とすることができます。

Q 4. 家の名義が自分と妻で3：1になっており、2人とも居住していますが、両方を申請者とすることができますか。

建物が共有名義になっている場合、名義人の誰でも申請者になることができますが、複数所有者の連名での申請はできませんので、どちらか一方を申請者としてください。交付申請時及び実績報告時に添付する各種書類（見積書、領収書）の宛名や補助金の振込口座の名義は、申請者と統一する必要があります。

Q 5. 親が所有し居住している住宅のリフォーム工事費を、別の住宅に住んでいる子が支払う場合、子を申請者とすることができますか。

別の住宅に住む子を申請者とすることはできません。但し、実績報告までに親の所有する住宅に、住民票を移し居住するのであれば、子を申請者とすることができます。

2. 申請区分について

Q 6. 併用住宅の住居部分のみを改修したい場合は、一般住宅改修と併用住宅の店舗部分改修のどちらになりますか。

併用住宅の改修箇所が住居部分のみの場合は、一般住宅改修となります。

Q 7. 併用住宅の店舗部分のみ改修を行いたいのですが、対象となりますか。

対象となります。

Q 8. 併用住宅の住居部分の便所の改修（工事費 20万円）と店舗部分の便所の改修（工事費 20万円）を併せて行う場合、一般住宅改修と併用住宅の店舗部分改修のどちらで申請すれば良いですか。

住居部分のみを対象とする場合は一般住宅改修、店舗部分も対象とする場合は併用住宅の店舗部分改修での申請となります。住宅内部の工事で、住居部分と店舗部分をともに申請する場合は、住居部分と店舗部分とに分けて作成した見積書が必要になります。

○一般住宅改修で申請する場合

総工事費 40万円

補助対象工事費 20万円

交付申請額 4万円

○併用住宅の店舗部分改修で申請する場合

総工事費 40万円

補助対象工事費 40万円

交付申請額 5万円

※併用住宅の店舗部分改修申請の添付書類が必要になります。

①事業を営んでいることを証明する書類（すでに事業を営んでいる場合のみ）

個人事業主：青色（白色）申告書の写し

法人：法人確定申告書の写し又は登記事項証明書

②住民票又は戸籍抄本（申請者と事業を営む者が異なる場合のみ）

申請者との関係が配偶者又は二親等以内の親族であることが確認できるもの

Q 9. 併用住宅（住居部分 60m²、店舗部分 20m²）の屋根を全面改修しますが、総工事費が 120万円の場合、一般住宅改修と併用住宅の店舗部分改修のどちらで申請すれば良いですか。

一般住宅改修、併用住宅の店舗部分改修のどちらで申請しても構いません。

○一般住宅改修で申請する場合

総工事費を住居部分と店舗部分の面積で按分し住居部分のみの工事費を補助対象とします。

総工事費 120万円

補助対象工事費 $120万円 \times 60m^2 / 80m^2 = 90万円$

交付申請額 5万円

○併用住宅の店舗部分改修で申請する場合

総工事費 120万円

補助対象工事費 120万円

交付申請額 5万円

※併用住宅の店舗部分改修申請の添付書類が必要になります。（上記Q 8参照）

3. 補助対象住宅について

Q10. リフォーム工事が完了した住宅や施工中の住宅は対象となりますか。

工事が完了した住宅及び施工中の住宅は対象となりません。補助金の交付決定後に契約及び工事に着手するものが対象となります。

Q11. 母屋と離れた納屋を住居用にリフォームする場合は対象となりますか。

納屋は住宅ではないので対象となりません。

Q12. 2棟の住宅を所有しており、どちらの住宅も使用しているが、2棟ともリフォームしたい場合は対象となりますか。

所有者の住民登録があり、主に使用している（居住している）住宅のみ対象となります。但し、1棟に所有者が居住し、もう1棟に所有者の配偶者又は親子関係の者が居住しており、それぞれの居住する住宅を申請する場合は、2棟とも対象となります。

Q13. 3年前に増築した部分がある住宅（築25年）で、外壁を増築部分も含めて全面塗装する工事の場合、対象となりますか。

建築後10年を超えていない増築部分に係る経費は補助の対象とならないので、その部分は補助対象工事費から除いて申請してください。

4. 補助対象工事について

Q14. 補助対象のリフォーム工事に伴う既存部分の撤去費用は対象となりますか。

補助対象のリフォーム工事に伴い生ずる撤去費用は対象となります。

Q15. 補助対象の外壁工事等を行う際の足場代は、対象となりますか。

対象となります。ただし、見積書に足場代がわかるように記載してください。

Q16. 仮設トイレや風呂等を設置する場合は、レンタル代は対象となりますか。

仮設トイレは通常使用する範囲で対象となりますが、仮設の風呂は通常使用する範囲と認められないため対象となりません

Q17. 一般住宅リフォーム補助金とあわせて、他の補助金を利用することができますか。

同一の工事箇所に重複して利用することはできませんが、異なる工事箇所であれば他の補助金を利用することができます。他の補助金を利用する場合は、それぞれの補助金を利用する部分が見積書に明記してください。

Q18. 申請者が自らリフォーム工事の資材を購入し、施工を市内の施工業者が行う場合、対象となりますか。

申請者が自ら購入した資材の購入費は対象となりませんが、施工業者が請け負った工事の施工費は対象となります。見積書にその旨を明記してください。（例：材料は施工主より支給）

Q19. 申請時に補助対象外となった工事があるが、その場合、実績報告時は補助対象工事分のみの報告でよいのでしょうか。

補助対象外になった部分も含めて、申請時に総工事費とした工事は全て施工し、完了後に実績報告をしてください。

Q20. 補助対象工事費はどのように計算したらいいですか。

補助対象工事費の計算

補助対象となる工事

1. 一つの工事箇所の中に補助対象外工事が含まれる場合

内装の改修	30万円
-------	------

エアコンの取替え
(対象外) 10万円

総工事費	30万円
補助対象工事費	20万円
交付申請額	4万円

※内装の改修工事の写真の添付が必要

2. 複数箇所の工事を行い、その中に補助対象外工事がある場合

外壁塗装	屋根塗装	車庫の設置
20万	20万円	20万円

総工事費	60万円
補助対象工事費	40万円
交付申請額	5万円

※外壁・屋根塗装工事の写真の添付が必要

3. 複数箇所の工事を行い、全てが補助対象工事の場合

①全ての工事箇所を補助対象とする場合

洗面所の改修	便所の改修	手すりの設置
25万円	20万円	5万円

総工事費	50万円
補助対象工事費	50万円
交付申請額	5万円

※洗面所の改修、便所の改修、手すりの設置全ての工事の写真の添付が必要

②複数箇所の工事全てが補助対象工事であるが、一部だけで補助上限額となる場合

→ 補助上減額となる一部の工事のみ補助対象工事費として申請することができます。

洗面所の改修	便所の改修	手すりの設置
25万円	20万円	5万円

総工事費	50万円
補助対象工事費	25万円
交付申請額	5万円

※洗面所の改修工事の写真の添付が必要

5. 手続きについて

Q21. 書類の提出は申請者本人でなければならないですか。

申請者本人以外が提出することもできます。なお、その際にも申請者は書類内容を十分確認し、氏名欄に自署するようお願いします。

Q22. 実績報告から補助金の振込までどれくらいの期間がかかりますか。

実績報告書受理後、2か月程度で指定の口座に振り込みます。ただし、書類等に不備があった場合、手続きに時間がかかる場合があります。

Q23. 交付決定を受けましたが、やむを得ない事情によりリフォーム工事ができなくなりました。どのようにすればよいですか。

交付決定後にやむを得ず事業を中止する場合は、中止届出書の提出が必要になります。申請の際には工事内容をよく確認のうえ、事業を中止することのないようにしてください。

中止届出書はホームページからダウンロードすることができます。また、都市政策課にご連絡いただければ郵送します。

Q24. 添付書類はどのようなものが必要ですか。

○交付申請時に必要な添付書類

<p>見積書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の内容が明細で確認できるもの（一式で計上したものについては内訳がわかる明細のあるもの） ・代表者の記名があり、社印又は代表者印の押印があるもの ・宛名が申請者であるもの ・住居部分・店舗部分ともに申請する場合はそれぞれの部分を分けて作成したもの ・住宅リフォーム支援事業と同時に他の補助金を利用する場合は見積書に各補助金の利用部分を明示
<p>施工前の写真</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象とする施工箇所全てが確認できるもの ・施工箇所が特定できるように施工部分も含めた周囲が写るように撮影したもの（図面の添付がなくなり、写真のみで施工箇所を確認するため） ・屋根工事の場合 <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象とする屋根面全てを屋根上で撮影したもの ○屋根上での撮影が難しい場合は、住宅4面の外観写真（屋根の形状を含めた住宅全体が確認できるもの）を提出し、実績報告時に屋根上で撮影した施工前写真を提出 ・施工前後で寸法が変わる工事内容の場合は、メジャーテープ等を用いた計測値が確認できる施工前の写真 ・施工箇所を記載したもの （例）外壁：北面、東面など 屋根：本屋南側、下屋東側など 内装：1階和室、2階洋室A・Bなど ・バラバラにならないように紙に貼り付けたもの <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>撮影上の注意</p> <p>○1枚で施工箇所全てが写らない場合は、複数枚に分けて撮影</p> </div>
<p>図面 （併用住宅の場合及び増改築・間取りの変更工事の場合に必要）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・併用住宅の場合：各階平面図（住居部分が1/2以上あることの確認のため） 店舗部分に着色したもの ・増改築・間取りの変更の場合：当該工事階の改修前後の平面図
<p>製品カタログの写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットP4～P6の※1の工事の場合に必要 ・補助対象とした工事に使用する材料の製品名がわかる部分と、設備の性能向上や効果が確認できる部分（高耐候、断熱などの文言がある部分）のコピー

併用住宅の店舗部分を改修した場合	事業を営んでいることを証明する書類	個人事業主：青色（白色）申告書の写し 法人：法人確定申告書の写し又は登記事項証明書
	住民票又は戸籍抄本	・申請者と事業を営む者が異なる場合に提出 ・申請者との関係が配偶者又は二親等以内の親族であることが確認できるもの

○実績報告時に必要な添付書類

領収書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名が申請者であるもの（宛名はフルネームで記入） ・領収金額が総工事費と同額であるもの ・発行者の記名・押印（社印又は代表者印）があるもの（担当者印のみでは不可） ・銀行振込明細書は不可
施工中・完了後の写真	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象とした施工箇所全てが確認できる写真（施工前、施工中、完了後それぞれが比較できるように撮影したもの） ・屋根工事の場合 <ul style="list-style-type: none"> ○施工中、完了後ともに補助対象とした屋根面全てを屋根上で撮影したもの ○申請時に外観写真を提出した場合は、着工前に屋根上で施工前写真を撮影し提出 ・施工前後で寸法の変わる工事内容の場合は、メジャーテープ等を用いた計測値が確認できる完了後の写真 ・施工箇所を記載したもの （例）外壁：北面、東面など　屋根：本屋南側、下屋東側など 内装：1階和室、2階洋室A・Bなど ・バラバラにならないように紙に貼り付けたもの <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>撮影上の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1枚で施工箇所全てが写らない場合は、複数枚に分けて撮影 ○施工箇所が特定できるように、施工部分を含めた周囲が写るように撮影 </div>
材料の写真 （次ページ「6. 材料写真の例」参照）	<ul style="list-style-type: none"> ・製品カタログを添付した工事内容（パンフレットP4～6の※1）の場合に必要な ・実際に使用した材料を、製品名が確認できるように拡大して撮影したもの （例）窓・断熱ドア：製品ラベル、シール 屋根・外壁塗装：塗料の缶 屋根葺替え：屋根材の裏面 外壁張替え：外壁材のダンボール、製品ラベル
変更後の見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・工事金額に変更があった場合に必要（補助対象外部分の変更の場合でも必要） ・変更した工事の内容が明細で確認できるもの ・作成日が記入されているもの ・社印又は代表者印の押印があるもの ・追加工事の場合は追加部分のみの見積書でも可 ・工事内容の変更が確認できる明細のついた請求書でも可 ・値引きによる金額変更のみの場合は見積書は不要
製品カタログの写し	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請時に添付した製品カタログの製品と異なる製品を使用した場合に必要

<p>住民票の写し (転入・転居予定 の場合に必要)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・転入・転居後の住民票 ・マイナンバーの記載がなく実績報告時以前3か月以内に発行されたもの
--	--

6. 材料写真の例

【窓・断熱ドア】—施工した窓・ドアごとに材料写真が必要です。



窓の製品ラベル



窓の製品シール

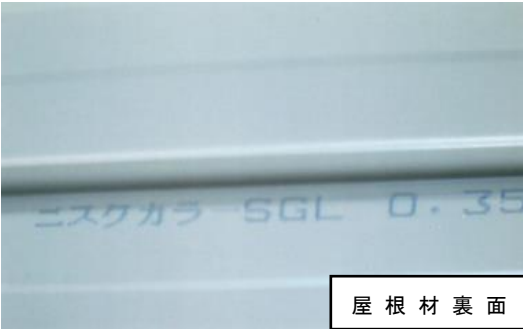


内窓の製品シール

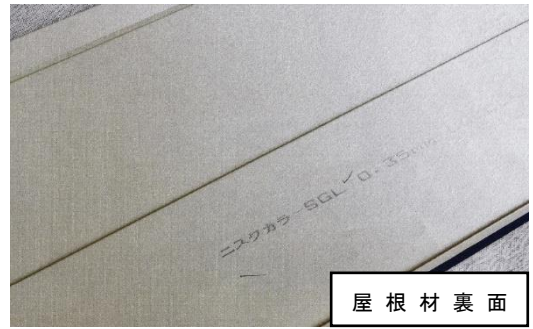


ドアの製品シール

【屋根材】—裏面の製品名が読めるように拡大して写真を撮ってください。



屋根材裏面



屋根材裏面

【外壁材】—ダンボール又は製品ラベルの製品名が読めるように拡大して写真を撮ってください。



ダンボール側面



製品ラベル

【塗料】 一塗料缶の製品名が読めるように拡大して写真を撮ってください。



7. 新しい生活様式に対応したリフォーム工事の例

1. 住宅内にウィルスを持ち込まないための工事

- ・ 宅配ボックス
- ・ モニター付きインターホン
- ・ 開閉や施錠など、タッチレスで行える玄関ドア設置、タッチレスドアの改修
- ・ 玄関脇手洗い器の設置
- ・ タッチレス水栓器具の設置

2. 住宅内の感染拡大防止のための工事

- ・ 通風式玄関ドア（網戸付き玄関ドア等）の設置
- ・ 居室を換気するための換気設備の設置
- ・ ステイルーム（室内）に洗面所とトイレの設置
- ・ トイレを1か所以上増設

3. テレワーク又はリモート授業に対応するための工事

- ・ テレワーク等を行うための防音に配慮する工事
(間仕切り、断熱材を入れ且つ窓2重サッシ)
- ・ 居室等の一角でテレワーク等を行えるワークスペースを設置
(カウンターテーブルの設置)

○上記以外の工事については、都市政策課へお問い合わせください。目的に合致していれば対象となります。